

FAXの場合は、以下を、020-4622-8117にお送りください。

区市町村名：大田区 候補者のお名前：小松重一

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願ひ申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうなると考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
2. 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないとと思う。
- ④ その他 被害は、耐震補強助成制度など適切な対策を講じていけば最小限に抑えることができます。
対応は、基本的には行政機関等になりますが、住民、自治・町会、NPOなどの協力や支援が不可欠です。

質問2 「耐震補強」について

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかという考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考え全額公費でも耐震補強をすべきだと考える者もあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
- ② 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
- ③ その他（ ）

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
- ③ その他（補強が必要な家には一日も早く補強工事を行い、安心して住めるようにしなければなりません。助成を公費で実施する以上は、居住者の生命身体の安全確保はもとより、一般住民の避難路の確保や消火活動にも有効性が認められることが必要です。これらの条件を満たす簡易補強であれば一部助成の対象にすべきものと考えます。）

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
3. 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを貸付けで対応すべき。

(5) その他（補強工事には多額の財源が必要となります。効果的な施行を進める上から、避難路に面する住宅などから重点的に助成や無利子融資を行っていくべきと考えます。

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
- (3) 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。
4. その他（）

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、信用できる技術で、信用できる工務店が工事を行うことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行う取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が賛同してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
- (3) 耐震補強推進協議会を設置したい。
4. その他（）

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
 2. 昭和 56 年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住居確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
 3. 条例などによって、昭和 56 年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
 4. 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。
- (5) その他 (賃貸物件や中古建物売買の「耐震性の公表」を義務化するには、国の法律において規定することが必要と考えます。

質問5. その他、震災対策に関するお考えについて

(800 字程度以内でお書きください)

耐震対策の基本は、建物の耐震性向上にあります。家さえ倒壊しなければ圧死者はもとより避難者も少なくて済みます。大田区では耐震診断コンサルタントの無料派遣をはじめ、区内全域の全種類建物の無料簡易耐震診断制度や沿道建物の耐震補強工事の助成など各種の支援を行っています。このような制度の積極的な推進を行うべきです。

さらに万一、避難を余儀なくされた場合、避難路にある橋や沿道建物の耐震性確保も不可欠です。最終的には小中学校校舎が避難所となります。大田区では全国に先駆け、すべての小中学校校舎の耐震診断、補強工事を完了しています。

これらのハード面に加え、災害ボランティアの育成、避難所協議会の組織化、地域コミュニティーの再生などソフト面における対策にも力を注いでいかなければなりません。

安全安心な都市の形成には、多額の費用とマンパワーが必要ですが、区民と地域の関係団体、行政が協力連携し、着実な取組によって、必ず、安全で安心して住み続けられる街ができると考えています。